

福井県の屋外広告物の安全点検の ルールが変わります！

令和8年10月1日から屋外広告物の許可更新申請の際、
有資格者による安全点検の実施が義務付けとなります。

○有資格者による安全点検が必要な広告物

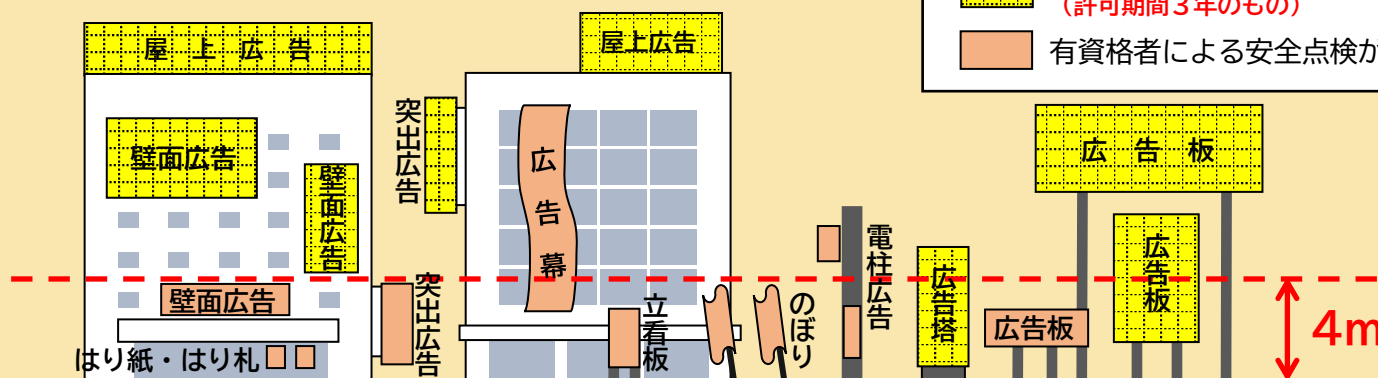
地上から上端までの高さが4mを超える広告物で
許可期間が3年のもの(下図参照)

○上記広告物の点検に必要な主な資格

屋外広告士、建築士、電気工事士、
屋外広告物講習会修了者、点検技能講習修了者



安全点検対象の屋外広告物



凡 例

-  有資格者による安全点検が**必要**
(許可期間3年のもの)
-  有資格者による安全点検が**不要**

安全点検報告書の主な改正内容

点検項目がこれまでの7項目から**17項目**に増え、点検結果の判定も、従来の2段階
(異常の有・無)から**3段階(異常の有・無、経過措置、要改善)**になります。

屋外広告物の落下事故が発生した場合、管理者や所有者は管理責任や
損害賠償、社会的信用の失墜といったリスクを負う可能性があります。
普段から定期点検を行い、台風や地震後は臨時の点検を実施しましょう。



問い合わせ先

○福井県土木部都市計画課 都市環境・公園グループ

TEL:0776-20-0497(直通)

○各市町の屋外広告物担当課

※福井市および大野市では、両市の屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

詳しくは
県のホームページを
ご確認ください。

